

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年12月21日（平成29年（行情）諮問第493号）

答申日：平成31年3月11日（平成30年度（行情）答申第467号）

事件名：東京労働局及び大阪労働局の平成29年度定員数の決定理由等が分かる文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「労働局長に連絡した平成29年度の定員に関する文書（例えば〇〇局〇〇署が〇〇人の定員であるということがわかるもの。東京労働局，大阪労働局分に限る。）にある定員数に決定した理由や経緯，積算根拠等がわかるもの。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき，「平成29年度都道府県労働局定員の会計別及び機関別内訳について」（以下「本件対象文書」という。）を特定し，開示した決定については，本件対象文書を特定したことは，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成29年9月15日付け厚生労働省発地0915第2号により，厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，以下のとおりである。

行政機関が定員数を決定するためには，各種方針や行政ニーズ，必要となる事務量等を検討し，関係機関と調整等を行うプロセスが最低限必要となる。他行政機関に同文言で開示請求を行ったが，詳細に事務量等を計算して各部署職員の定員数を決定していることがわかる文書が開示されており，不開示となった案件はこれまでなかった。例えば大阪労働局の定員は常勤職員だけでも2000人程度，人件費は100億円以上となる。なにも検討無く意思決定されているとは考えにくい。厚生労働省においても特定すべき文書が存在すると思われる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成29年7月14日付け（同月18日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「厚生局長、労働局長に連絡した平成29年度の定員に関する文書にある定員数に決定した理由や経緯、積算根拠等がわかるもののうち東京労働局及び大阪労働局に係るもの」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が、平成29年9月15日付け厚生労働省発地0915第2号により開示決定（原処分）を行ったところ、請求者は、これを不服とし、同月23日付け（同月25日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は、棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件開示請求は、平成29年度における東京労働局及び大阪労働局の定員数の積算根拠等が分かる文書について行われたものであり、原処分においては、各都道府県労働局に配置する人員の総数及びその機関別内訳が記載されている文書であって、各都道府県労働局長あてに通知した「平成29年度都道府県労働局定員の会計別及び機関別内訳について」を本件対象文書として特定したものである。

(2) 原処分における本件対象文書の特定の妥当性について

ア 定員とは、行政機関の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤職員の数であり、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和44年法律第33号）において、その総数の最高限度が定められている。

都道府県労働局（労働基準監督署及び公共職業安定所を含む。）の定員については、その合計数が厚生労働省定員細則に規定されているが、都道府県労働局ごとの定員数についての定めはない。

イ 都道府県労働局及び都道府県労働局管内の労働基準監督署並びに公共職業安定所の人員配置については、厚生労働省定員細則により定められた都道府県労働局の総定員数を基に、厚生労働省から都道府県労働局長宛てに、本件対象文書である「平成29年度都道府県労働局定員の会計別及び機関別内訳について」により、それぞれの総数及び機関別内訳を通知している。

ウ よって、各都道府県労働局に配置される人員の総数の積算根拠は、本件対象文書において示される機関別内訳により明らかにされるところである。

なお、限られた人員の下で業務を執行している事情は各都道府県労働局において等しく同じであり、当該内訳については、厚生労働省定員細則により定められる都道府県労働局の総定員数の増減を基に、現在配置されている人員数等に鑑みて決まるものである。

エ 念のため、本件審査請求を受け、改めて関係部局に対し本件審査請求に該当すると思われる文書を保有しているか確認を行ったが、文書の保有は認められなかった。

オ 以上により、原処分における本件対象文書の特定は、妥当であると考ええる。

4 請求者の主張について

請求者は、審査請求書において、「行政機関が定員数を決定するためには、各種方針や行政ニーズ、必要となる業務量等を検討し、関係機関と調整等を行うプロセスが最低限必要となる。」として「処分庁においても特定すべき文書が存在すると思われる。」として原処分の取消しを求めているが、これに係る諮問庁の説明は上記3のとおりである。

5 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考ええる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年3月2日 審議
- ④ 平成31年3月7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部を開示する原処分を行ったところ、審査請求人は、開示の対象となる文書が他に存在するとして、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定の妥当性について、諮問庁の理由説明書（上記第3の3）の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し更に説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおりである。

ア 定員とは、行政機関の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤職員の数であり、行政機関の職員の定員

に関する法律において、その総数の最高限度が定められている。

都道府県労働局（労働基準監督署及び公共職業安定所を含む。）の定員については、その合計数が厚生労働省定員細則に規定されているが、都道府県労働局ごとの定員数についての定めはない。

イ 都道府県労働局並びに都道府県労働局管内の労働基準監督署及び公共職業安定所の人員配置については、厚生労働省定員細則により定められた都道府県労働局の総定員数を基に、厚生労働省から都道府県労働局長宛てに、本件対象文書である「平成29年度都道府県労働局定員の会計別及び機関別内訳について」により、それぞれの総数及び機関別内訳を通知している。

ウ よって、各都道府県労働局に配置される人員の総数の積算根拠は、本件対象文書において示される機関別内訳により明らかにされるところである。

エ 念のため、本件審査請求を受け、改めて関係部局に対し本件審査請求に該当すると思われる文書を保有しているか確認を行ったが、文書の保有は認められなかった。

オ 限られた人員の下で業務を執行している事情は各都道府県労働局において等しく同じであり、都道府県労働局ごとの配置人員数（定員）の内訳については、厚生労働省定員細則により定められる都道府県労働局の総定員数の増減を基に、現在配置されている人員数、定員削減数、退職者数、採用者数等を総合的に勘案した上で、できるだけ業務執行体制に影響が生じないように、厚生労働省本省において決定しており、本件対象文書の外に「東京労働局及び大阪労働局の定員数に決定した理由や経緯、積算根拠等がわかるもの」に該当する文書は、作成、取得しておらず、保有していないことから、本件対象文書を特定した原処分は、妥当であると考えられる。

(2) 当審査会において行政機関の職員の定員に関する法令について確認したところ、以下のとおりであった。

ア 行政機関の職員の定員に関する法律2条の規定により、内閣の機関、内閣府及び各省の定員は、それぞれ政令で定めることとされている。

イ 行政機関職員定員令2条2項の規定により、各省の本省及び各外局別の定員は、同令1条1項に規定する当該省の定員の範囲内において、それぞれ省令で定めることとされている。

ウ 厚生労働省定員規則2条の規定により、本省の各内部部局、各施設等機関及び各地方支分部局別の定員並びに中央労働委員会の内部部局の定員は、同規則1条に定める本省又は中央労働委員会の定員の範囲内において、厚生労働大臣が別に定めることとされている。

エ 厚生労働省定員細則の規定により、都道府県労働局の合計の定員は

定められているが、都道府県労働局ごとの定員は定められていない。
(3) 当審査会において、諮問書に添付された本件対象文書を確認したところ、東京労働局及び大阪労働局について、労働局、労働基準監督署、公共職業安定所及び総計の区分ごとに、一般会計及び特別会計（労災勘定、雇用勘定及び徴収勘定）ごとの配置人員数が記載されており、東京労働局及び大阪労働局の定員数の積算根拠等が分かるものに該当すると認められる。

(4) 上記(2)及び(3)を踏まえると、上記(1)の諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められず、これを覆すに足る事情も認められない。また、文書探索の範囲及び方法も不十分であるとはいえない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書の外に本件請求文書として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子